令和６年第８回中山町議会定例会会議録

令和６年１２月６日中山町議会定例会を、中山町役場大会議室で開催した。
出席した議員は次のとおり

１番	佐東幸治	２番	須貝勝司
３番	田宮昌幸	４番	夛田慎二
５番	斎藤眞一	６番	鈴木徹雄
７番	渡辺博文	８番	村山　隆
９番	渡邉　史	１０番	鎌上　徹

地方自治法第１２１条の規定により、説明のために出席した者は次のとおり

町長	佐藤俊晴	副町長	秋葉秀出男
総務広報課長	黒沼里香	総合政策課長	神保勝也
住民税務課長	髙橋孝広	健康福祉課長	渡辺美喜
産業振興課統括（兼）農業委員会統括	井上栄司	建設課長	佐藤隆一
教育長	浦山健一	教育課長	栗原　純

職務のために出席した者は次のとおり

議会事務局長	髙橋昌一	議会事務局書記	後藤　舞
議会事務局書記	石川里佳		

会議に付した事件は次のとおり

議第５９号　令和６年度中山町一般会計補正予算（第７号）について

議第６０号　令和６年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

議第６１号　令和６年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

議第６２号　令和６年度中山町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

議第６３号　中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の指定管理者の指定について

議第６４号　令和６年度中山町一般会計補正予算（第８号）について

議第６５号　令和６年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

議第６６号　令和６年度中山町介護保険特別会計補正予算（第４号）について

議第６７号　令和６年度中山町下水道事業会計補正予算（第２号）について

議第６８号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議第６９号　特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

閉会中の継続調査について

本日の議事日程は次のとおり

（別紙　議事日程第２号のとおり）

会議の経過

議長（鎌上徹君）　おはようございます。おはようございます。本日は１０名が出席しており、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

ただいま、渡辺博文さんから１２月４日の会議における発言について、会議規則第６２条の規定によりお手元にお配りしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し入れがありました。

議　　長　お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって渡辺博文さんからの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

ここで議長よりあらかじめ申し上げます。本日の起立による表決において起立しない方はすべて反対とみなしますのでよろしくお願いします。

日程第１、議第５９号「令和６年度中山町一般会計補正予算（第７号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　おはようございます。

議第５９号「令和６年度中山町一般会計補正予算（第７号）について」についての提案理由を申し上げます。

初めに、歳入の主なものについて申し上げます。

使用料及び手数料につきましては、旧柏倉家住宅等使用料10万円を増額いたします。

国庫支出金につきましては、児童手当負担金の増額などにより、総額で３，３９１万円を増額いたします。

県支出金につきましては、児童手当負担金の増額や産地生産基盤パワーアップ事業補助金の追加など、総額で１，３７１万円を増額いたします。

寄付金につきましては、ふるさと寄付金７，１３４万５，０００円を増額いたします。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の増額などにより、総額で２，９０１万３，０００円を増額いたします。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費につきましては、ふるさと納税事務代行委託料やふるさと応援基金積立金の増額などにより、総額で７，８６０万９，０００円を増額いたします。

民生費につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金や児童手当支給事業の増額などにより、総額で４，６８１万５，０００円を増額いたします。

農林水産業費につきましては、さくらんぼ高温対策緊急支援事業費補助金や産地生産基盤パワーアップ事業補助金の追加などにより、総額で８６６万８，０００円を増額いたします。

土木費につきましては、町営住宅及びグラウンドゴルフ場における修繕料の増額などにより、総額で８４万８，０００円を増額いたします。

消防費につきましては、消防事務委託料やＡＥＤ収納ボックス設置工事の増額などにより、総額で１，２５１万１，０００円を増額いたします。

教育費につきましては、旧柏倉家住宅における周辺環境整備工事や旧柏倉家住宅における冬の公開事業の実施などにより、総額で９５万３，０００円を増額いたします。

予備費につきましては、歳入歳出の差額３２万６，０００円を減額いたします。

以上が歳入歳出補正予算の概要でありますが、今回の１億４，８０７万８，０００円の増額補正により、令和６年度一般会計の予算規模は、６０億３，５７９万２，０００円となるものでございます。

第２表、債務負担行為の補正につきましては、「行政情報システムネットワ

ーク構築業務委託料」、「情報系システムネットワーク機器借上料」、「なかやま保育園給食業務委託料」、「災害経営安定対策資金利子補給補助金（令和３年からの生産資材等高騰緊急対策資金資金)」であります、

「災害経営安定対策資金利子補給補助金（山形県農林漁業天災対策資金)」、「ひまわり温泉ゆ・ら・ら指定管理料」に対する債務負担を新たに設定するため追加させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、総合政策課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

総合政策課長（神保勝也君）　改めまして皆さま、おはようございます。総合政策課神保でございます。

それでは、一般会計補正予算（第７号）につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げたいと思います。資料５ページをご覧いただければと思います。

初めに歳入にかかる補正予算でございます。

１３款１項５目教育使用料１節の社会教育使用料、旧柏倉家住宅等使用料１０万円につきましては、入館者数の増加や冬季間の特別公開における入場者も考慮し、増額をさせていただくものでございます。

１４款１項１目民生費国庫負担金、１節社会福祉費負担金、障害者医療費負担金２６万８，０００円でございますが、こちらはサービス利用者の増加によりまして、国からの補助金を増額させていただくものでございます。

同３節、児童手当負担金３，３５９万７，０００円につきましては、児童手当制度の改正に伴いまして、国からの負担金を増額させていただくものでございます。

続いて１４款２項１目総務費国庫補助金１節総務費補助金個人番号カードを交付事務費補助金４万５，０００円につきましては、マイナンバーカードの特急発行というものに対応するため、タブレットの購入に対する国からの補助金を増額させていただくものでございます。

続いて１５款１項１目民生費県負担金１節、社会福祉費負担金、障害者医療費負担金１３万４，０００円につきましては、先ほど申し上げました国補助金と同様、サービス利用者の増加により県からの補助金を増額させていただくものでございます。

同３節児童手当負担金４０３万６，０００円につきましては、こちらも先ほどの県、国と同様児童手当制度の改正に伴い、国からの負担金を増額させていただくものでございます。

続きまして１５款２項２目民生費県補助金１節社会福祉費補助金。低所得世帯の冬の生活応援事業費補助金１２１万２，０００円につきましては、冬の生活応援事業実施に伴いまして、新たに県からの補助金を追加させていただくも

のでございます。

続いて同２節児童福祉費補助金、ひとり親家庭等医療給付事業補助金２２万円につきましては、親子すこやか医療給付にかかる費用につきまして、県からの補助金を増額させていただくものでございます。

同項４目、農林水産業費県補助金１節の農業費補助金、まず米需給調整推進補助金、９，０００円の減額。それから、経営所得安定対策等推進事業費補助金８，０００円の増額につきましては、こちらは県補助金の交付決定に伴いまして、それぞれ減額、増額させていただくものでございます。

続きまして、農業経営基盤強化資金利子助成補助金。１，０００円のこちら増額になりますけれども、こちらは山形県農林漁業天災対策資金における新たな借り入れ希望と、今年度借り入れを見込んでおりました、資金の利子補給額の確定によりまして、県からの補助金を１，０００円でありますが増額をさせていただくものでございます。

続きまして６ページになります。かがやく果樹産地づくり強化事業補助金３５万４，０００円につきましては、果樹の団地化事業におきまして、事業規模の変更により交付金額が増額となりましたことから、県からの補助金を増額させていただくものでございます。

続いて産地生産基盤パワーアップ事業補助金６９０万８，０００円につきましては、トラクターの購入に係る補助金について新たに増額をさせていただくものでございます。

続いて、有害鳥獣被害対策推進事業費補助金４万６，０００円につきましては、こちらも県補助金の交付決定に伴いまして増額をさせていただくものでございます。

続いて魅力ある園芸山形所得向上支援事業費補助金８０万円の増額につきましては、さくらんぼ生産団体が導入する高温対策資材の購入費用に対する、県からの補助金を新たに追加させていただくものでございます。

続きまして１７款１項１目１節ふるさと寄付金７，１３４万５０００円につきましては、今年度の寄付額の増加を受けまして、ふるさと寄付金を増額させていただくものでございます。

１８款１項１目１節財政調整基金繰入金でございますが、このたびの補正予算におきます財源調整のため、財政調整基金から２，８００万円の繰り入れを増額させていただくものでございます。

同じく２項１目１節になりますが、後期高齢者医療特別会計繰入金１０１万３，０００円につきましては、令和５年度後期高齢者医療広域連合事務費負担金の精算返金分を一般会計に繰り入れさせていただくものでございます。

７ページになります。続いて歳出のご説明となります。

まず２款１項１目一般管理費８節の費用弁償を８，０００円でございますが、こちらは会計年度任用職員の通勤手当に不足が見込まれますことから、　このたび増額をさせていただくものでございます。

続いて同項２目広報広聴費の１８節、まちづくり推進事業補助金１９０万円でございますが、こちらは今年度まちづくり推進事業補助金を積極的にご活用いただいておりますことから、今後実施を予定している事業等もあり、予算に不足が見込まれますことから増額をさせていただくものでございます。

同項５目財産管理費、１２節の登記事務委託料１３万１，０００円につきましては、旧中原住宅跡地の売却に向けた分筆登記に係る経費について、このたび増額をさせていただくものでございます。

１３節下水道使用料１０万円につきましては、役場庁舎における下水道使用料に不足が見込まれますことから、増額をさせていただくものでございます。

１７節庁舎関係備品１５万円につきましては、現在役場２階において使用しておりますシュレッダーに、経年劣化により不具合が生じておりますことから、このたび、新たに購入をさせていただきたく増額をさせていただくものでございます。

同項６目企画費の１２節ふるさと納税事務代行委託料２，０８７万１，０００円と、１つ飛びまして２４節、ふるさと応援基金積立金５，０４７万４，０００円につきましては、ふるさと寄付金の収入増加見込みを踏まえまして、代行委託料に不足が見込まれますことから、増額をさせていただくものと、また寄付金収入と委託料、この委託料との差額分を基金に積み立てさせていただくため、このたび増額をさせていただくものでございます。

１つ戻りまして、１８節電子申請システム運用等負担金２１万１，０００円につきましては、次期総合行政ネットワークへの更新に伴いまして、市町村に配備されている機器の設定変更が必要となりましたことから、このたび増額をさせていただくものでございます。

続いて同項７目区交通安全対策費の７節、運転免許自主返納者支援報償９０万円でございますが、運転免許返納者の増加によりまして、今後予算に不足が見込まれますことから、このたび増額をさせていただくものでございます。

１４節交通安全施設等工事６６万円につきましては、各地区からの要望等を受けまして、カーブミラーについて更新を行う必要がある箇所についてその費用について増額をさせていただくものでございます。

続いて２款３項１目戸籍住民基本台帳費、１２節の戸籍システム整備委託料２５８万７，０００円につきましては、戸籍にふりがなを記載する法改正に伴いまして、本籍人に仮のふりがなの通知書を作成するための委託料を増額させていただくものでございます。同じ住基ネットシステム保守点検委託料５７万

１，０００円につきましては、現在使用しております住基ネットサーバーにおけるセキュリティ機器部分の保守に必要な委託料について、このたび増額をさせていただくものでございます。

１７節マイナンバー関連備品４万６，０００円につきましては、歳入のところでも申し上げましたが、マイナンバーカードにおける特急発行の申請登録に必要なタブレット機器を購入させていただくため、増額をさせていただくものでございます。

続いて８ページになります。３款１項１目社会福祉総務費、１１節通信運搬費１万３，０００円につきましては、避難行動要支援者名簿に登載される方への同意書の郵送及び返送用郵便料金について、郵便料金の変更に伴い増額をさせていただくものでございます。

２７節の国民健康保険特別会計繰出金３１万３０００円の減額につきましては、財政安定化支援事業分の確定に伴いまして、国民健康保険特別会計への繰出金を減額させていただくものでございます。

同じく同項３目老人福祉費の１８節後期高齢者医療療養給付費負担金３８１万円につきましては、令和５年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算に伴います追納分を増額させていただくものでございます。

同項４目、心身障害者福祉費、１９節の療養介護医療給付費５３万７，０００円につきましては、サービス利用者の増加に伴いまして、予算の不足額分を増額させていただくものでございます。

３款２項１目児童福祉総務費、１９節児童手当４，１６７万５，０００円につきましては、児童手当制度の改正に伴い、支給に係る不足分をこのたび増額させていただくものでございます。

同項２目児童措置費１２節給食業務委託料３７万６０００円につきましては、最低賃金の改定に伴いまして、なかやま保育園給食業務委託料について増額をさせていただくものでございます。

同項３目母子福祉費１１節の手数料１万６，０００円の減額につきましては、医療給付の審査支払手数料につきまして、執行見込みが当初予算を下回る見込みでありますことから、このたび減額をさせていただくものでございます。

１９節、ひとり親家庭生活応援給付費給付金３０万円につきましては、追加となる対象者１名への支給について増額をさせていただくものでございます。同じく親子すこやか医療給付費４３万３，０００円につきましては、医療給付費が当初予算額を上回る見込みでありますことから、このたび増額をさせていただくものでございます。

続いて６款１項３目農業振興費、１８節災害経営安定対策資金利子補給補助金１万６，０００円につきましては、新たに借り入れを希望された当町内農業

者１名及び前年度以前から利用している方の、今年度分にかかります利用補給額が確定をしたことから、このたび増額をさせていただくものでございます。

ページがまたぎますけれども、かがやく果樹産地づくり強化事業補助金４４万２，０００円につきましては、果樹の団地化事業に取り組む団体に対しまして、果樹の侵食や改植の事業規模等の変更により、交付金額が増額となりましたことから、このたび増額をさせていただくものでございます。

続いてさくらんぼ高温対策緊急支援事業費補助金１２０万円につきましては、さくらんぼ生産団体が導入する高温対策資材の購入費用に対し、県と協調し補助を行っていくことから、新たに追加をさせていただくものでございます。

続いて、産地生産基盤パワーアップ事業補助金６９０万８，０００円につきましては、国の産地生産基盤パワーアップ事業に関しまして、トラクター２台分の交付に係る予算をこの度新たに追加をさせていただくものでございます。

農業所得安定対策等推進事業費補助金１０万２，０００円につきましては、最低賃金の引き上げによる人件費相当分の不足額をこの度増額をさせていただくものでございます。

続きまして、８款４項１目住宅管理費、１０節の修繕料５２万７，０００円につきましては、広瀬住宅における各部屋が共用する排水管の排水不良を防ぐための修繕工事を行いますことから、このたび増額をさせていただくものでございます。

８款５項３目公園費１０節修繕料３２万１，０００円につきましては、グラウンドゴルフ場で使用しております自走式乗用草刈機の集そう装置の一部が故障したため、このたび修繕料を増額させていただくものでございます。

９款１項１目非常備消防費１２節の消防事務委託料１，２０３万円につきましては、令和６年度におきます委託料の確定及び令和５年度におきます委託料の精算によりまして、当初予算との差額を増額させていただくものでございます。

同項３目消防施設費１１節通信運搬費２万６，０００円につきましては、災害対策用に配備をしております、衛星携帯電話の回線料金が値上げをされましたことから、予算に不足が生じまして、増額をさせていただくものでございます。

１８節地区消防施設整備補助金５万７，０００円につきましては、消防施設整備に対する地区からの申請が増加し、補助金に不足が見込まれますことから、このたび増額をさせていただくものでございます。

続いて１０ページになります。同項５目災害対策費１４節ＡＥＤ収納ボックス設置工事３１万３，０００円につきましては、町内２ヶ所に設置予定のＡＥＤボックス屋外設置につきまして、仕様及び設置場所の変更をするため、工事

費を増額させていただくものでございます。

１７節防災教育訓練用備品８万５，０００円につきましては、応急手当講習会等で使用しておりますＡＥＤトレーナーが故障し、今後の訓練に支障を来しますことから、機材の更新を行うため増額をさせていただくものでございます。

続いて１０款４項５目文化財保護費、１０節印刷製本費１４万３，０００円から１２節の委託料１４万７，０００円まで合わせまして、３１万５，０００円につきましては、冬期間休業の旧柏倉家住宅におきまして、２月に３日間の特別公開を実施する費用について、増額をさせていただくものでございます。

１４節周辺環境整備工事５９万４，０００円につきましては、大雨による被害が生じました紅花畑につきまして、復旧工事に伴う工事費について増額をさせていただくものでございます。

１０款５項３目学校給食センター費、１８節の広域炊飯施設負担金４万４，０００円につきましては、令和５年度事業決算の確定に伴います負担金の精算のため、増額をさせていただくものでございます。

最後１３款１項１目予備費につきましては、このたびの補正の歳入歳出の差額３２万６，０００円を減額させていただくものでございます。

続いて１１ページをご覧ください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

まず１つ目、行政情報システムネットワーク構築業務委託料につきましては、システムの標準化に対応するため、国が準備をする環境ガバメントクラウドと申しますが、に接続するためのネットワーク環境を構築する費用につきまして、債務負担行為をお願いするものでございます。なお限度額は２１６万６，０００円、期間は令和６年度から７年度までと設定しておるところでございます。

続いて２つ目、情報系システムネットワーク機器借上料につきましては、こちらも同じくシステム標準化への対応のため、国が準備をする環境ガバメントクラウドにおいて動作する標準準拠システムを利用するため、このシステムの試験運用開始見込み時期でございます７月下旬までにサーバー等の導入を完了する必要がありますことから、このたび債務負担行為の追加をお願いするものでございます。なお限度額につきましては３，６２４万６，０００円、期間は令和６年度から令和１２年度までと設定をさせていただいております。

３つ目です。なかやま保育園給食業務委託料につきましては、なかやま保育園における給食業務委託の契約満了に伴いまして、令和６年度中にプロポーザル方式により業者選定を行う必要がありますことから、このたび債務負担行為の追加をお願いするものでございます。限度額につきましては５，２８６万６，

０００円、期間は令和６年度から令和９年度までと設定しているところでございます。

４つ目でございます。災害経営安定対策資金利子補給補助金（令和３年からの生産資材等高騰緊急対策資金）につきましては、生産資材等の価格高騰により経費が増加し資金繰りが厳しい農家に対する、運営資金借入に対する利子補給につきまして、このたび債務負担行為の追加をお願いするものでございます。限度額は９万２，０００円、期間は令和６年度から令和１０年度までと設定させていただいております。

５つ目も災害経営安定対策資金利子補給補助金、こちら山形県農林漁業天災対策資金でございますけれども、こちらにつきましては、令和６年４月から高温少雨に伴う果樹被害等の発生によりまして、減収などの被害を受けた農業者の運営資金、借り入れに対する利子補給について、このたび債務負担行為の追加をお願いするものでございます。なお限度額は４万円。期間は令和６年度から令和１１年度までと設定させていただいております。

６つ目、最後にひまわり温泉ゆ・ら・ら指定管理料につきましては、令和７年度の指定管理者を指定するため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。限度額につきましては４，５６５万円。期間は令和６年度から令和７年度までと設定をさせていただいているものでございます。

以上が一般会計補正予算（第７号）でございます。よろしくお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

６番（鈴木徹雄君）　まず６ページ、歳入についてですけども、これちょっと歳出の方で見当たらなかったから聞くんですけども。有害鳥獣被害対策推進事業費補助金４万６，０００円とあります。額がちょっと小さいね、ということは、最近の鳥獣被害、クマでなくてイノシシの件なんですけども、非常に深刻になってるってことをどの辺まで把握しているのかなと思って。

本当にね屋際の屋際、うちの隣まで、もうイノシシが来て畑をボンボンボンボン掘ってるって、これ何年も前からこの対策があるんですけども、何か決め手となる対策をするには、４万６，０００円ぐらいで間に合わねんねかなあということで、何かいい策を考えているのか、これで満足しているのかということをまず１点聞きたいですね。

それから今度は、歳出の方にいきますけども。９ページ。さくらんぼ高温対策緊急支援事業とあります。去年今年と猛暑で、農家の人はさくらんぼ農家が大変困ってるってことで、これは大変いいことなんですけども、これはさくらんぼ生産団体の方からの、要望があったということなんでしょうけども。町のほうでね、こういう事業があるからこういうのをしてはどうなんだかというこ

とで、一応アドバイスしてこうなったのか。それとも生産者のほうから真っ直ぐ来て、はいわかりましたって、こうしてるのかということですよ。まずね、町のほうで、農家を助けるにはこっちの方から促すべきでないかと思ってるんですけども。

それからパワーアップ事業で６９０万ってあるんですけども。これ、トラクター２台分の補助金とあったけれども、その補助を受ける団体名と、それから県と町といろいろあるようですけども、何％ぐらいの補助金があるのかということを詳しくよろしくお願いいたします。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君）　まず、歳入の有害鳥獣対策推進事業費補助金４万６，０００円につきましてですけれども、県からの当初補助金が５万４，０００円になってございました。こちらなんですけども、中身といたしましては電気柵に対する補助金になっておりまして、町のほうで上限２０万の補助をする内容となっております。そのうちの県分としてその２分の１の要求を町のほうで出来まして、１０万円の変更要望したところ、その差額、今回４万６，０００円の補助がきたというような中身になってございます。

イノシシが住宅の近くに出ているという話はこちらでも聞いておりまして、その情報ある際には、鳥獣被害対策実施隊の方と一緒に現場の方に行きまして、対策、可能であればくくり罠等の設置などをしている状況でございます。近日住宅の近くに出ているという事もありますけれども、その対策といたしまして、やはり電気柵などの活用とか、電気柵だけでもなくて、何か柵とかで侵入防止をできるかということなどを、実施隊の意見などを求めながら町として対策していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、さくらんぼの高温対策緊急支援事業補助金です。こちらの方の補助につきましては、県のほうでご提案いただいた形の補助メニューとなっております。町のほうでも協調して、一緒に補助をするという内容でございます。取りまとめのほうは、農協のさくらんぼ部会のほうにお願いいたしまして、町内のさくらんぼ農家さんのほうに紹介していただいて出てきたものについて要望し、今回補正に出させていただいたという形になってございます。

次にパワーアップ事業補助金ですけれども、こちらの２台の補助ということで国の補助金の歳入歳出同額なっておりますけども、いわゆるトンネル補助というものでございます。団体名は集落営農組合でございまして、豊田大豆組合でございます。以上です。

６番（鈴木徹雄君）　補助率です。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君）すみません。補助率は２分の１でございます。

６番（鈴木徹雄君）　イノシシの数値はね、あっちから来るってのは大体わかるんです

けども、隣の県の秋田県なんて言って悪いけど、これ新聞情報だけども、クマがね、スーパーに入って２日も３日も占領されるというようなことがありましたが、イノシシでも屋際に来るってことは、子どもたちが遊んでるわけですよ。やっぱりその人身事故だないだってことで、もっと深刻に考えで何が良い対策ないですかってそっちのほう私聞きたかったんで、どういうふうに考えてますかっていうことを聞きたかったので、よろしくお願いしたいなと。

それからさくらんぼのあれも生産者からきて、これだからこの補助金くるんだというだけじゃなくて、県のほうに指導課もあって、さくらんぼは山形が先進地なんだけど。さくらんぼ以外でも全国の先進地どこどこっていうのあっから、そういうとこで勉強して、こういうようなものやっているからどうですかっていう、そういう指導もしてはどうですかということを聞きたかったので、ちょっとそっちの一言お願いいたします。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長(井上栄司君)　そうですね。クマのほうの対策で、これまで出た際の緊急対策ということで、警察とかもちろん学校への連絡とかっていうことの体制はできております。近年イノシシが民家に出た際には、その緊急対応と同じような対応ということでさせていただいております。やはりこれまではクマが民家近くにいたときの対応として、非常に危険だということでやっておりましたけれども、やはりイノシシも人に対して危険な部分があるという情報は入ってきておりますので、クマと変わらぬ対応などを考えていく必要があるかなと思っております。

そうですね、これまで鳥獣被害の農作物の被害ということで、産業振興課で対応しておりますけれども、いろんな課と連携して町ぐるみで町民を守っていくっていう体制が必要だなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、さくらんぼの指導に関してですけれども。そうですね、やはり農作物が近年の温暖化によって、あらゆる作物が影響を受けているというのは聞いております。そこは国なり県なりの指導を受けて、町でも何らかできることがあるかというのを研究して参りたいと思いますので、今後ともご指導お願いいたします。

議　　長　そのほかございませんか。

１番（佐東幸治君）　１１ページなんですけども、債務負担行為の中の一番最後、ひまわり温泉ゆ・ら・らの指定管理料についてなんですけども、関連しますので、入湯税についてちょっとご質問したいと思います。

令和６年度当初予算の中では宿泊用の入湯税は９０万ですよね。それで日帰り用の入湯税はその分で返済などもありますので、もらわないというふうな形になっておりますけども、それが幾らかということが全く出てこないもんですから、ちょっとご質問させていただきます。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君）　入湯税に関してでございますけれども、令和５年の７月から日帰り入浴の入湯税を取らないという形にさせていただいておりまして、かつ入浴料の変更もしない。つまり利益になってるっていう形ですけれども、その分の入湯税の額ということでお答えいたします。

令和６年度、まだ１０月までしか確定しておりませんが、令和５年度の金額を鑑みまして、日帰り入浴の入湯税を取らないことによる振興公社の収益ということで申し上げさせていただきますと、約１，２００万と試算しております。以上です。

宿泊は変わらず取っておりますのでよろしいですか。宿泊のほうは変わらずとっておりますが、こちらは今お話したのは日帰り入湯税の部分での金額が約１，２００万、振興公社の収益になってるということで、ご理解いただければと思います。お願いいたします。

１番（佐東幸治君）　はい、先日の資料を見ますと、令和７年度は入浴者数が増えるという見込みなわけですよね。つまりは、入湯税も増えるというふうなことですので、指定管理料も昨年度と同じ金額ではなくて、その分だけ減ってもおかしくないのではないかということであります。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君）　はい、おっしゃる通りで、その分の収益は上がるわけですけれども、近年、やはり物価上昇もありまして経費の方の上昇、あと議会の中でもお話いただいたかと思いますけれども、人件費、まず給料のほうを上げるようにというご指導があったかと思います。

従業員のやる気を出していただくために、最低限の給料の上げ、あと雑給に関しても最低賃金の方が上がっておりますので、そちらを反映した費用の増加ということがございますので、鑑みてみますと結果といたしまして、同額ということで要求させていただいております。よろしくお願いいたします。

議　　長　そのほかございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第５９号「令和６年度中山町一般会計補正予算（第７号）について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって本案は原案の通り可決されました。

日程第２、議第６０号「令和６年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第６０号「令和６年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について」の提案理由を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

他会計繰入金につきまして、財政安定化支援事業繰入金の額の確定により一般会計からの繰入金３１万３，０００円を減額いたします。

次に、歳出について申し上げます。

保険事業費につきましては、本年１０月からの郵便料金の値上げにより、医療費通知等の郵送料として通信運搬費１万９，０００円を増額いたします。

基金積立金につきましては、後ほど償還金及び還付賦課加算金のところでもご説明申し上げますが、過年度分の県補助金、保険給付費等交付金の返還に充てるため６２万１，０００円を減額いたします。

償還金及び賦課加算金につきましては、過年度分の県補助金と保険給付費等交付金の額の確定により、超過交付額を返還する必要があるため、６２万１，０００円を増額いたします。

予備費につきましては、歳入歳出の差額調整として３３万２，０００円を減額いたします。以上が歳入歳出補正予算の概要でありますが、今回の３１万３，０００円の減額補正により令和６年度国民健康保険特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ１２億３，１８５万１，０００円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第６０号「令和６年度中山町国民健康保険特別会計補正予算

（第３号）について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって本案は原案の通り可決されました。

日程第３、議第６１号「令和６年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第３号)について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第６１号「令和６年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について」の提案理由を申し上げます。

初めに歳入について申し上げます。雑入につきましては、令和５年度後期高齢者医療広域連合事務費負担金が精算により広域連合から返還されるため、１０１万３，０００円を増額いたします。

次に歳出について申し上げます。繰出金につきましては、広域連合からの事務費負担金返還金を一般会計へ繰り出すため、歳入と同額の１０１万３，０００円を増額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要でありますが、今回の１０１万３，０００円の増額補正により、令和６年度後期高齢者医療特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ１億８，６５０万６，０００円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから議第６１号「令和６年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって本案は原案の通り可決されました。

日程第４、議第６２号「令和６年度中山町介護保険特別会計補正予算（第３号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第６２号「令和６年度中山町介護保険特別会計補正予算（第３号）について」の提案理由を申し上げます。

歳出について申し上げます。

保険給付費につきましては、介護サービス等諸費の居宅介護福祉用具購入費の不足見込み額１３万８，０００円と、居宅介護住宅改修費の不足見込み額、８７万９，０００円並びに介護予防サービス等諸費の介護予防福祉用具購入費の不足見込み額２３万９，０００円の計１２５万６，０００円について、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費から組み替えいたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要でありますが、令和６年度中山町介護保険特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ変更せず１４億２，１２５万７，０００円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第６２号「令和６年度中山町介護保険特別会計補正予算（第３号）について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって本案は原案の通り可決されました。

日程第５、議第６３号「中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第６３号「中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の指定管理者の指定について」の提案理由を申し上げます。

中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の指定管理者の選定につきましては、公募によらないこととし、現在の指定管理者である。株式会社中山町振興公社に「中山町公の施設の指定管理者指定申請書」の提出を求めました。

公募を行わない理由としましては、１点目に同施設の運営のため、町が設置した第３セクターである同社により、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことで、町民休養交流施設としての事業目的が効果的に期待できることがございます。

２点目は、同社が町を含む公的機関や金融機関などの支援のもとで、経営改善の実行途中であるなかで、町としては同社が引き続き指定管理者として施設運営を担っていただくことで経営の健全化に取り組むよう適切に指導していく立場にあることから、公募を行わないものでございます。

指定の期間につきましては、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの１年間としております。１年間とする理由につきましては、燃料費や電気料金を含む諸物価の高騰など社会情勢が不安定であり、これらの状況に施設運営が大きく左右されるという事情から、年度単位で注視・評価し、施設の管理形態や指定管理料について、短期的スパンで検討機会を設けるべきと考えることから、昨年と同様に１年間と設定したものでございます。

また、指定管理とする業務につきましては、日帰り入浴・売店・レストラン・宴会についてはこれまで通り行うものとしております。なお、宿泊営業については、今年度の木、金、土、日曜日及び祝前日に加え、月曜日にも行うものとしております。ただし、利用状況や需要費用対効果を見極め、他の曜日においても営業を拡大することが望ましいと判断された場合には、指定管理者との協議により営業日を拡大することも可能としております。

こうした仕様により、株式会社振興公社から提出を受けました申請書につきまして、中山町公の施設指定管理者選定審査会において審査した結果、指定管理者の候補者に選定するとの報告を受けました。この審査会からの報告及び申請書の内容を踏まえ、同社を指定管理者の候補者として選定したものであります。

つきましては、同社を中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決が必要となりますので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

１番（佐東幸治君）　この案に関連しておりますので、ご質問させていただきます。

令和１２年と１３年度に大規模な改修が計画されておりますけども、その進行進捗状況どうなっていますでしょうか。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君）　令和１２年度、１３年度の改修計画ということで、公共施設個別施設計画の事をおっしゃっているかと思いますけれども、こちらに向けての担当課としての「ゆ・ら・ら」の修繕計画などは、今のところまだ検討状態には入ってございません。

３番（田宮昌幸君）　この指定期間についてなんですけれども、前回の全協の方で雇用者の不安とか、あるいは今、経営改善計画の見直しというな形で、コロナ禍の後、経営改善に努めているわけなんですけれども。この前も期間をもう少し長くしたほうがいいんじゃないかっていうような、意見も出たわけなんですけれども、そういったことを審査会の方でも何かそういった議論とかなったのかちょっとお伺いいたします。

総合政策課長（神保勝也君）　審査会の案件でありますので、所管しております私の方からご説明申し上げたいと思います。

審査会の中では、確かに１年ということでの担当課からの要望といいますか要請がございましたので、その旨それについて、これまでの経緯等もありますし、今町長から申し上げました提案理由の中にもございました通り、諸処の情勢もありますので、そのあたりを見極めていく上では、１年で致し方ないのではないかというようなことで判断したところでございます。

議　　長　そのほかございませんか。

２番（須貝勝司君）　私も１年に対しては何年も前から、３年ぐらいに何とか目標立てやすいようにしてもらいたいというふうなことであったわけです。

ただ、経営の仕方があまり議会としては納得のいかない経営状況であったために、１年にしようということで結果を見ようという１年であったと思います。そういう意味で、先ほどの電気料や水道料や必要経費のことについては十分わかりますけれども、目標を持って働いている人も、元気に頑張って利益を上げようというふうにするには、１年で目標は立てられないと思う。

だから次の審査会のときには、十分その辺を検討しながら、本気で借りたお金も返済できるような経営方針に変わるように、検討していただきたいということで、その辺も話になったのかどうか、お聞きします。

総合政策課長（神保勝也君）　大変貴重なご意見ありがとうございます。審査会の中でも振興公社様のほうから提案ということで、来年度に向けてというご説明はたくさんいただいたところであります。

また、審査委員のほうからも、もっとこういう改善をして、もっと事業を楽しくといいますか、働いてる方も利益を上げるようなことを、どんどん小さな事からでもいいので、やってはどうかというような様々な意見を出させていただきま

した。そういった中で今回の指定に対しては、審査会としましても申請通り認めてはどうかというふうに、いたしたところでございます。

須貝議員からいただきました意見、十分心にとどめまして、来年度しっかりと検討といいますか、提案に対して意見が言えるよう審査会のほうも進めて参りたいと思います。よろしくお願いします。

議　　長　そのほかございませんか。

４番（夛田慎二君）　私のほうからは、サウナの営業時間が短縮されていることについてちょっとお伺いしたいんですが。

宿泊日も来年度から１日間延ばす、月曜日も営業するということで、今サウナの時間が短くなってることで、宿泊された方が翌朝入ろうと思ったときは入れないっていうような、お声を伺いしてます。

その点について、町として仕様書上どうなっているのかと、町の考え方として、それは致し方ないと考えるのか、それともサービス向上のためには、やはり朝早くからサウナを営業してもらうべきと考えるのか、そのあたり、町の考え方を教えてください。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君）　サウナの営業時間につきましては、すいません。

副町長（秋葉秀出男君）　サウナの営業時間の短縮については、町としての回答をさせていただきます。

サウナ営業時間の短縮につきましては、振興公社、指定管理者のほうで当時の原油価格の高騰なり、あるいは利用の実態を踏まえてというのは、あと要するに朝６時から夏場であれば１００℃の状態にしておくというためには、職員がさらに１時間以上前に出勤してスイッチを入れるという中で、利用者の状況を見ますと、６時台に入られる方というのは、もう１桁台というようなのが実態だということで報告を受けております。

やはりそのようなことから、宿泊の方については、今議員おっしゃった通りご不便はおかけする部分はあろうかと思いますけれども、実態としての入浴者、利用者数等を判断して、今の状態になっております。そういうことで、来年度、宿泊営業日を追加するというようなこともありますので、なおその辺は振興公社とですね、改めてその辺については話をしていく必要があるかなと考えております。

議　　長　そのほかございませんか。

他に質疑ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

１番（佐東幸治君）　反対討論を行います。

中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の指定管理者として、株式会社中山町振興公社とする案を反対いたします。

理由として、令和６年度当初予算にも、ひまわり温泉整備基金より一般会計への繰り出し、いわゆる基金からの持ち出しが２，１０４万４，０００円。積み立てが９０万６，０００円、いわゆる基金への積み立てが９０万。令和５年度の残金が３，７２１万８０００円であり、残り１，７０８万円の見込みであります。

今後ひまわり温泉においても、設備の維持管理にも経費が増額すると見込まれ、基金にも積み立てられず、底をついた状態で、令和１２年度の公衆浴場、令和１３年度の合宿研修棟の大規模改修計画があり、その際、一般会計から億単位の歳出が見込まれます。

執行部としてできることはすべて行い、それでもというなら私も納得しますが、一昨年も執行部から出された案に反対しました。また、先日、議員懇談会においても様々な提案があるとされたにもかかわらず、これまで何一つ改善されてないことに対し、納得できるものではありません。

この反対意見をどこで表せばよいかという考慮してまいりました。私は株式会社中山町振興公社が駄目だというものではありません。論点を明確にするために次の３点について要求いたします。

１番に、条例が定めている料金の改正であります。

２番目に、業務内容の見直しであります。これは金銭の流れを明確にするということであります。

３番目に、長期的な経営計画作成を同団体に要求し、提出してもらうということであります。

以上の関連理由により、株式会社中山町振興公社による「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」を指定管理者としてする案に反対するものであります。以上であります。

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

４番（夛田慎二君）　私は、中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の指定管理者に、株式会社中山町振興公社を指定することについて、賛成の立場から討論いたします。中山町町振興公社には、これまでもゆ・ら・らの指定管理者として、町のイベントにもご協力いただいております。

また今ご指摘ありましたように、施設の管理費が不足することによって、現在も源泉の１つが使えない状況になっておりますが、それでも工夫しながら、利用者に迷惑をかけないような形で営業を続けていただいております。

また、旅行サイトの口コミに対してもすぐに返信をされており、より快適なサービスに向けて日々努力をされております。町民の憩いの場である、ゆ・ら・らの指定管理者として同社はふさわしいと思い、私からは賛成とさせていただきます。

議　　長　これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

１番（佐東幸治君）　先ほども申しましたように、私は振興公社ゆ・ら・らに対しての反対ではありません。執行部がいろいろな活動をしていないということに対しての反対でありますので、その点を明確化していただきたいと思います。

議　　長　次に原案に賛成の方の発言を許します。

３番（田宮昌幸君）　今回のですね、指定管理者についてということで、私は株式会社中山町振興公社に指定することに賛成いたします。

理由はですね、今年もまたいろんな中間発表というような形で経営内容を見たところ、やっぱり改善しつつあるということで、やはりもう少し様子を見たい。そしてあと長期計画を作っていただいてですね、もう一度チャンスっていうかな、今までやってることをして、改善すること、それをもう一度見て、来年判断したいということで、来年度は株式会社中山町振興公社にもう１年、指定をさせて、それで判断したらよろしいのかなと思います。そして今回ですね、否決した場合、これから新しい指定者を探すというような形になると、また経営も混乱すると思いますので、来年度は引き続き１年間指定継続させたいと私は思います。

議　　長　これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

１番（佐東幸治君）　何度も申しますけども、振興公社に反対するものではないということであります。また期間がないというふうに言われるかもしれませんけども、昨年度もそういうふうな発言がありましたけども、いつ反対すればいいのかということです。執行部から出されたときに反対するしかないのかなというふうに思っております。

それから、またゆ・ら・らはコロナが収束した後に、また元に戻るというふうな考えは私はないと思います。新しい時代が来るんだとこれは何度も言っておりますけども、新しい時代が来るわけですので、新しいやり方が必要だということであります。そのためにも執行部のほうでも振興公社のほうに、きちんと指導しなければいけないのかなというふうに思ってますので、そういった意味でも反対させていただきます。

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

これで討論を終わります。

議　　長　これから、議第６３号「中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の指定管理者の指定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立多数です。したがって本案は原案の通り可決されました。

日程第６、議第６４号「令和６年度中山町一般会計補正予算（第８号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第６４号「令和６年度中山町一般会計補正予算（第８号）について」の提案理由を申し上げます。

このたびの補正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定と、山形県人事委員会勧告に基づく山形県職員の給与改定を踏まえて、本庁の一般職及び特別職の給与の改定を行うほか、必要な調整を行うものでございます。

初めに、歳入について申し上げます。県支出金につきましては、消費者行政推進事業費補助金３７万円を増額いたします。

繰入金につきましては、このたびの補正の財源とするため、財政調整基金繰入金を４，３００万円増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。一般職につきましては２節の給料、３節職員手当等、４節共済費合わせて２，４６１万円を増額し、それぞれの目に予算を計上しております。

特別職につきましては、議会費の議会期末手当、総務費及び教育費の３節職員手当等合わせて５１万７０００円を増額いたします。

会計年度任用職員につきましては、１節の報酬、３節職員手当等、４節共済費合わせて１，３４２万３，０００円を増額いたします。

民生費における国民健康保険特別会計繰出金１３２万４，０００円、介護保険特別会計繰出金２０２万８，０００円、土木費における公共下水道事業会計繰出金１２６万８，０００円、合わせて４６２万円を一般職給与改定等に伴いそれぞれ増額いたします。

予備費につきましては、歳入歳出の差額２０万円を増額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の内容でありますが、今回の４，３３７万円の増額補正により、令和６年度一般会計の予算規模は６０億７，９１６万２，０００円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第６４号「令和６年度中山町一般会計補正予算（第８号）について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって本案は原案の通り可決されました。

日程第７、議第６５号「令和６年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第６５号「令和６年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について」の提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び山形県人事委員会勧告に基づく県職員の給与改定を踏まえ実施する、本町職員についての給与改定によるものであります。

初めに、歳入について申し上げます。他会計繰入金につきましては、職員人件費の補正により、一般会計からの事務費等繰入金を、１３２万４，０００円増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。総務管理費につきましては、給与改定に伴う職員人件費の補正により、１３２万４，０００円を増額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要でありますが、今回の１３２万４，０００円の増額補正により、令和６年度国民健康保険特別会計の予算規模は歳入歳出それぞれ１２億３，３１７万５，０００円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第６５号「令和６年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって本案は原案の通り可決されました。

日程第８、議第６６号「令和６年度中山町介護保険特別会計補正予算（第４号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第６６号「令和６年度中山町介護保険特別会計補正予算（第４号）について」の提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び山形県人事委員会勧告に基づく県職員の給与改定を踏まえ、本町の一般職及び会計年度任用職員の報酬の改定を行うほか、その他必要な調整を行うものです。

初めに、歳入について申し上げます。

一般会計繰入金につきましては、職員人件費の補正により、職員給与費等繰入金２０２万８，０００円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。

総務費につきましては、一般管理費について、給与改定に伴う職員人件費の補正等により１４１万８，０００円を増額するほか、認定調査費について、給与改定に伴う会計年度任用職員人件費の補正により６１万円を増額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要でありますが、今回の２０２万８，０００円の増額補正により、令和６年度中山町介護保険特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ１４億２，３２８万５，０００円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第６６号「令和６年度中山町介護保険特別会計補正予算（第４号）について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９、議第６７号「令和６年度中山町下水道事業会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第６７号「令和６年度中山町下水道事業会計補正予算（第２号）について」の提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び山形県人事委員会勧告に基づく県職員の給与改定を踏まえ実施する本町職員についての給与改定によるものであります。

第２条につきましては、予算第３条に定めた収益的収入及び支出について、収入の１款２項、営業外収益及び支出の１款１項営業費用をそれぞれ１２６万８，０００円増額するものです。

これによりまして、収入の１款公共下水道事業収益は３億６，０３４万６，０００円になり、支出の１款公共下水道事業費用は３億６，２５２万４，０００円となるものであります。

第３条につきましては、予算第８条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を１２６万８，０００円増額し、２，７１８万７，０００円とするものであります。

第４条につきましては、予算第９条に定めた、他会計からの補助金を１億４，０２１万４，０００円に改めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第６７号「令和６年度中山町下水道事業会計補正予算（第２号）について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０、議第６８号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第６８号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この条例改正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び山形県人事委員会勧告に基づく山形県職員の給与改定を踏まえ、一般職の職員の給与の改定を行うものであります。

具体的に申し上げますと、はじめに職員の給与の改定につきましては、給料表を県職員に準じて改定し、初任給を高校卒業程度で２万１，４００円、大学卒業程度で２万３，８００円引き上げ、若年層に重点を置きつつ、すべての職務の級の給料月額を引き上げるものでございます。

なお、技能労務職員の給与につきましては、規則で定められていることから、一般職の職員に準じて規則を改正することとし、一般職及び技能職ともに令和６年４月１日に遡及して適用するものであります。

次に期末勤勉手当につきましては、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、年間の総支給月数を現行の４．４５月分から、４．６０月分へと０．１５月分引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員については、年間の総支給月数を現行の２．３５月分から２．４０月分へと、支給月数を０．０５月分引き上げることとし、今年度は１２月期において定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、期末手当に０．０５月分、勤勉手当に０．１０月分を配分し、定年前再任用短時間勤務職員については、期末勤勉手当に均等に配分するものでございます。

また、令和７年度以降の期末勤勉手当につきましては、６月期及び１２月期の支給月数を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、期末手当を１．２５月、勤勉手当を１．０５月、定年前再任用短時間勤務職員については、

期末手当を０．７０月、勤勉手当を０．５０月と平準化する改正を行い、令和７年４月１日から施行するものでございます。

最後に、寒冷地手当につきましては、人事院勧告内容に準じ月額を１１．３％引き上げるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第６８号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１、議第６９号「特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君）　議第６９号「特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この条例改正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び山形県人事委員会勧告に基づく山形県職員の給与改定を踏まえ、一般職の職員の給与の改定を行うことに伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合の改定を行うものであります。

具体的に申し上げますと、議会の議員及び町長等に対して支給する期末手当の年間の支給月数を現行の３．３０月から３．４０月へと支給月数を０．１０月分引き上げることとし、今年度は１２月期の期末手当に配分するものでございます。

また、令和７年度以降の期末手当については、６月期及び１２月期の支給月数を１．７０月と平準化する改正を行い、令和７年４月１日から施行するもの

でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議　　長　これで討論を終わります。

これから、議第６９号「特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起　　立）

議　　長　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

（午前１１時３１分）

議　　長　再開します。

（午前１１時３６分）

議　　長　日程第１１、「閉会中の継続調査について」を議題といたします。

本件については、お手元にお配りしました申出書のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出にありますとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出にありますとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和６年第８回中山町議会定例会を閉会いたします。

（午前１１時３７分）

以上、会議の概要を記載し、相違ないことを証するため署名します。

令和６年１２月６日

議　　長　　鎌　上　　徹

署名議員　　鈴　木　徹　雄

署名議員　　渡　辺　博　文